

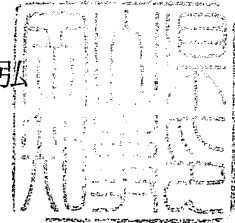
産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 兵庫県姫路市飾磨区中島字宝来 3067 番地の 17
名称 株式会社姫路環境開発
代表取締役 山本 益臣

複写禁止

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 2 第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

岡山県知事 石井 正弘



許可の年月日 平成 20 年 9 月 24 日

許可の有効年月日 平成 24 年 7 月 2 日

1. 事業の範囲

(1) 積替え又は保管の有無 無

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。)、がれき類(これらのうち石綿含有産業廃棄物を含む。) 以上 13 種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

有害な産業廃棄物を除く。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 4 年 7 月 3 日 新規許可
平成 4 年 12 月 14 日 変更許可 (種類の追加)
平成 9 年 7 月 3 日 更新許可
平成 14 年 7 月 3 日 更新許可
平成 19 年 7 月 3 日 更新許可
平成 20 年 9 月 24 日 変更許可 (種類の追加)

5. 許可の申請がされた日における規則第 10 条の 9 第 2 項の規定により準用する規則第 9 条の 2 第 3 項に掲げる基準への適合性

平成 20 年 8 月 29 日 基準適合

6. 規則第 10 条の 9 第 2 項の規定により準用する規則第 9 条の 2 第 5 項による許可証の提出の有無 無